

# 七大学柔道大会試合審判規定

## 前 文

七大学柔道大会は昭和二十七年に始められた。七大学柔道大会の母体とも言うべきものは、第二次大戦以前から高専柔道大会という形態で行われていた。現行国立七大学は、北海道大学・東北大学・東京大学・名古屋大学・京都大学・大阪大学・九州大学で構成されている。輝かしい伝統を持ち、環境のよく似た大学に在学する七大学柔道部員が一年間研究に研究を重ね鍛えに鍛えた技と力をお互いにぶつけあうために本大会は毎年一回開催される。本大会を通じて、お互いの切磋琢磨によって、日本の学生柔道を牽引していくような立派な七大学柔道を作り上げていかなければならない。

柔道を学ぶなかで絶えず心身練磨、自己修養を心掛けることはとりもなおさず七大学柔道の発展に寄与することである。柔道は立技と寝技を同時に習得して初めて完成されるものもある。この意味で七大学柔道は、寝技の実力向上を大きな目標としている。

本大会において、第3回大会以降、「引き込み」を認めているのはこのためである。また、試合の進行を円滑にし、実力を十分に發揮させるために、場内外の規定を弾力的に運用する。各試合者は本大会の趣旨を理解して正々堂々と試合することを心掛けなければならない。

(以上の前文は、昭和48年に制定されたもの)

## 試合規定

- 第1条 各大学より1チームを出し、1チームの選手は20名とする。ただし、学部に入学後、通常の学部修了期限すなわち医学部等では6年間、その他の学部では4年間を経ずして同じ大学の大学院へ進学した学生は、通常の学部修了年限の範囲内において選手資格を有する。
- 第2条 試合の組合せ及び順序は、大会の前日に開かれる「主将審判会議」の席上抽選をもって定める。但し、その年の主管大学は第7番籤を当てるものとする。
- 第3条 試合者は選手の中から各試合ごとに15名選ばれる。残りの5名は補欠とする。試合者の出場順は各試合ごとに随意とする。
- 第4条 試合場は原則として五間四方（50畳）とし、外周に出来るだけ広い余地を取ることとする。
- 第5条 試合は試合場内で行うものとする。但し、試合者の双方または一方が故意ではなく場外に出た場合には、できるだけ試合の進行を中断しないという配慮から、審判員の判断により試合を継続させる。
- 第6条 試合は勝ち抜き試合とする。  
勝負は「一本」「技有り2回」を一方が取ったとき、あるいは第21条、第24~27条の規定によって決定される。勝者は次の出場順の試合者と対戦する。上記以外の場合は、「引き分け」とし、両試合者は退場し、次の出場順の試合者が対戦する。
- 第7条 大将戦で試合の勝者が決しないときは、両チームは試合者の中から代表者を随意に選び、代表戦を行う。3回の代表戦でも勝敗が決しない場合は抽選にて決定する。但し、決勝戦は勝敗が決するまで代表戦を続ける。同一選手が2度以上代表者となることはこれを妨げない。
- 第8条 試合時間は6分間とする。但し、大将ならびに副将の試合時間は8分間とする。代表戦の試合時間は6分間とする。なお、試合が中断された時間は上記の試合時間から除外される。
- 第9条 各大学チームは部長、師範、監督、コーチあるいは卒業生の中から審判員として、少なくとも主審2名、副審1名を指名し、登録する。審判員は本規定に精通し、七大学柔道を指導できる者とする。
- 第10条 各試合の審判員は原則として主審1名、副審2名で構成される。主審は師範またはそれに準ずる者が行うものとする。各試合の審判員は、対戦する両チーム以外のチームから指名された審判員が務める。各試合の主審および副審が、同一チームの指名による審判員で占められることは原則として避ける。
- 第11条 試合者は試合場の中央で二間の距離をおいて向かい合って立ち、互いに立札を行い、一步前に進み出て、審判員の「始め」の宣告により試合を始める。
- 第12条 試合者は試合が終わったとき、開始時の位置に戻り、向かい合って立ち、審判員の指示あるいは宣告の後、一步後ろに下がって、互いに立札を行う。
- 第13条 対戦する両チームは、時計係を各1名指名する。指名された時計係は試合時間、「抑え込み」時間及び停止時間（「待て」または「そのまま」）を測るとともに、試合時間の終了及び「抑え込み」の終了時間を鈴等によって審判員に知らせる。また抑え込み「解けた」までの「抑え込み」時間は、その都度適当な方法によってこれを審判員に知らせる。
- 第14条 試合は柔道衣を着用し、紅または白の紐を各々その帯の上に締める。柔道衣は下記の条件に合ったものでなければならない
1. 上衣の身丈は、帯を締めたときに臀部を覆う程度とする。
  2. 袖は緩やかで、前腕最大囲のところで袖口との空きが少なくとも5cm以上あり、長さは前腕の半ばをやや越える程度以上とする。

3. 下穿は緩やかで、下腿最大囲のところで裾口との空きが少なくとも 7cm 以上あり、長さは下腿の半ばをやや越える程度以上とする。
4. 帯は上衣のはだけるのを防ぐため適当な締め方で結び、その結び目から 15cm 以上の余裕のある長さであること。

第15条 試合者は爪を短く切り、また相手に危険を及ぼすものは、一切身につけてはならない。

## 審判規定

第16条 審判員の決定に対する抗議は、これを認めない。

第17条 主審は場内にあって試合の進行ならびに勝負の判定を司る。副審は主審を補佐する。副審 2 名は場外にあって勝負の見やすい相隔たった場所にそれぞれ位置する。副審は主審の判定に対して異なる意見があれば、速やかに主審に申し出なければならない。合議の上、主審は副審の意見を採用して判定を変更することが出来る。

第18条 「引き込み」はこれを認める。

なお、「引き込み」とは、それを施された相手が立てない状態、あるいは相当な努力をしてつり上げたり振り払ったりして立ち上がらなければ逃げられない状態に持ち込む行為を言う。

第19条 主審は、試合者の施した投げ技または固め技を「一本」と認めたとき、「一本」と宣告して片手を上方に高く挙げた後、「それまで」と宣告してその試合を止めさせ、双方を試合開始時の位置に戻らせた後、手を挙げて勝者を指示して勝ちを宣告する。

第20条 主審は、試合者が「技有り」を取ったと認めたとき、「技有り」と宣告し、掌を下にして片手を側方肩の高さに挙げる。同一人が「技有り」を再び取ったときは「技有り」と宣告して片手を側方肩の高さに挙げた後、「合わせ一本」と宣告して片手を上方に高く挙げる。「それまで」と宣告して試合開始時の位置に戻らせた後、手を挙げて勝者を指示して勝ちを宣告する。

第21条 主審は、試合者の一方が「技有り」を取った後、他方が反則行為を用い「警告」を受けたとき、または試合者の一方が反則行為を用い「警告」を受けた後、他方が「技有り」を取ったときは、「総合勝ち一本」と宣告してその試合を止めさせ、双方を試合開始時の位置に戻らせた後、手を挙げて勝者を指示して勝ちを宣告する。

第22条 主審は、勝負が決しないまま試合時間切れの場合は「それまで」と宣告してその試合を止めさせ、試合者双方を試合開始時の位置に戻した後、手を上方から前方に下ろして「引き分け」と宣告する。

第23条 主審は、次の場合には「待て」と宣告して、試合を一時止めさせる。再び始めるときは、両試合者を試合開始時の位置に戻らせた後、「始め」と宣告する。

1. 試合者が場外に出て、試合の継続が不可能と判断されるとき。
2. 試合者が反則行為を行ったとき。
3. 試合者が負傷したり、発病したとき。
4. 試合者の服装が乱れたとき。
5. 試合者の一方が背後からからみつき、相手が立ち上がった場合、からみついた試合者の両足が畠から離れたとき。及び下から三角固めを施した場合、相手が立ち上がることにより、三角固めを施した試合者の肩が畠から離れて、頸椎に損傷を受けることが予想されるとき。
6. 試合者の一方が立ち姿勢になり、下から技を施したり引き込もうとする相手の体を引き上げて、肩が畠から離れたとき。
7. 試合者の一方がうつ伏せて亀状の形をとり両者が攻める意思がない場合または両者が離れたとき。
8. 試合者の一方が「引き込み」を施したにもかかわらず、手や足が外れて両試合者の体が離れた場合、「引き込み」を施された試合者が攻める意思が無いとき。
9. その他、主審が必要と認めたとき。なお、主審が「待て」と宣告する以前に施した技は、試合者が場外にあっても判定の対象とする。

第24条 主審は、試合者が第 26 条に該当する反則行為を行ったとき、その行為の程度により「注意」「警告」および「反則負け」を判定し、その試合者に宣告する。なお、反則行為の判定は原則として審判員の合議による。

第25条 反則行為の判定は次の基準により行い、処置する。なお、反則に近い行為があった場合には、適宜「指導」を行う。

1. 「注意」。軽度の反則行為に対して「注意」を判定する。主審は「注意」の宣告を行う場合、試合を一時中断させ、両試合者を試合開始時の位置に戻らせた後、両者を立たせたままで「注意」の宣告を与える。
2. 「警告」。かなり重度の反則行為に対して「警告」と判定する。また「注意」に相当する反則行為を再び行ったときも「警告」と判定する。主審は「警告」の宣告を行う場合、試合を一時中断さ

せ、両試合者を試合開始時の位置に戻らせ、両者を正座させた後、「警告」の宣告を与える。「警告」は「技有り」を相手に取られたものと同等にみなす。

3. 「反則負け」。重度の反則行為に対して「反則負け」と判定する。「注意」を与えられた者がさらに「警告」に相当する反則行為を行ったとき、また「警告」を受けた後、「注意」または「警告」に相当する反則行為を再び行ったときも「反則負け」と判定する。

主審は「反則負け」の宣告を行う場合、試合を止めさせて、両試合者を試合開始時の位置に戻らせ、両者を正座させた後、「反則負け」の試合者を手で示しながら「反則負け」を宣告する。

「反則負け」は「一本」を相手に取られたものと同等にみなす。

なお、「反則負け」により勝負が決められたとき、勝者が負傷しており、試合継続不可能であると審判員が判断したときは、その勝者のチームは代理として一名の試合者を補欠者より選び、出場させることができる。

第26条 下記の各項に該当する行為を反則とし、各反則行為に対する罰則を次のように定める。下記の第1項～第6項の2の反則行為に対しては「反則負け」と判定する。

1. 柔道精神に反する暴力行為を行うこと。
2. 河津掛で投げること。
3. 肘関節以外の関節を故意に取ること。
4. 主審が「待て」と宣告した後に関節技を施すこと。
5. 前屈した姿勢で内股・跳腰・払腰等により巻き込むこと。
6. 立った姿勢から腋固めを施す場合一拳に体を捨てること。
- 6 の 2. 蟹挟みを施すこと。

下記の第7項～第11項の反則行為に対して「警告」または「反則負け」と判定する。

7. 試合者が相手の体に危害を及ぼすような行為を行うこと。
8. 柔道精神に反する言葉を発すること。
9. 扯腰や内股等を掛けられたとき、相手の支えている脚を内側から刈るまたは払うこと。
10. 相手または自己の頸部および脊柱に障害を及ぼすような動作をすること。
11. 試合者的一方が背後からみついたとき、これを制しながら故意に同体となって後方に倒れること。

下記の第12項～第26項の反則行為に対して「注意」または「警告」と判定する。

12. 故意に場外に出ること。
13. 故意に相手を場外に押し出すこと。
14. 相手と組もうとしないこと。
15. 主審が「待て」と宣告した後に、関節技以外の技を施すこと。
16. 主審の指示に従わないこと。
17. 脊部、頸部または頭部を直接両脚で挟んで締めること。
18. 背が畳についている相手を引き上げ、または抱き上げた後、故意に相手を突き落とすこと。
19. 立ったまま柔道衣や帯を持った相手の手を膝や脚または足で蹴り離すこと。
20. 立ったままで、試合者が互いの手の指を組み合す姿勢を続けること。
21. 故意に服装を乱すこと。また審判員の許可を得ないで勝手に帯等を締め直すこと。
22. 帯の端や上衣の裾を相手の手に一周以上巻きつけること。
23. 相手の顔面に直接手や足を掛けること。
24. 固め技のとき、故意に相手の帯や襟に直接足を掛けること。また相手の指を逆にして引き離すこと。
25. 立ったままで、試合者が不注意に場外へ出る行為を繰り返すこと。
26. 相手の3本以下の指を握りつづけること。

第27条 相手の反則行為によらないで、試合者が負傷もしくは発病したとき、試合を継続するか中止するかは、審判員および負傷または発病した試合者の所属するチームの監督および大会顧問医師の意見を聴取した上で、審判員の合議によって決定する。中止を決定した場合には、負傷または発病した試合者は「痛み負け」と主審は宣告し、その試合者は退く。相手の試合者は残って、次の試合者と対戦する。

第28条 「一本」の判定は下記の各項によって行う。

1. 投げ技

技を掛けるか、相手の技を外すか、または相手の技を返して、相手を相当な勢いあるいは弾みで仰向けに倒して、相手の背中全体がほぼ同時に畠に接する技が施されたとき。試合者が投げられたとき、意識的に頭と足で体を支え、背部を畠につかない場合でも、「一本」の条件を満たすときは

「一本」と判定する。

2. 固め技

- (1) 「参った」と発声するか、または手か足で相手または自己の体あるいは畳を2度以上打って合図したとき。
- (2) 「抑え込み」と宣言があった後30秒間、抑えられた者が抑え込む技を外すことができなかったとき。
- (3) 絞め技で明らかに落ちたとき、関節技で明らかに肘関節が脱臼したり、上腕骨が折れたとき。  
なお、関節技で完全に極まったと審判員が判定した場合、見込みで「一本」を宣告する。

第29条 「技有り」の判定は下記の各項によって行う。

1. 投げ技で完全に「一本」と認め難いが、今少しで「一本」となるような技が施されたとき。
2. 押え込み技で25秒以上経過したとき。
3. 巴投げを施したとき、直ぐには効果がなく、一度畳に背をつけた姿勢からなおもその動作を続け、それによって鮮やかに投げたとき。

第30条 主審は、抑え込み技が完全にその体制に入ったと認めたとき、「抑え込み」と宣言しながら片手を試合者に向け、斜め下方に挙げる。

「抑え込み」と宣言した後で技をはずしたときは、「解けた」と宣言しながら片手を体の前方で左右に数回早く振る。

第31条 場外における試合の継続については次のとおりとする。

1. 宣告された「抑え込み」の場合、試合者が場外に出て試合継続不可能になると主審が判断したときは、主審は「そのまま」と宣言して双方の動作を停止させ、その体勢のまま場内の適当なところに引き入れて、「よし」と宣言して試合を継続させる。
2. 場外に出て試合継続ができないと予想される寝技の場合、試合者双方の動作が一時停止し、しばらくその体勢に変化を生じないと見られるときは、前項と同様にしてその体勢のまま場内の適当なところに引き入れて試合を継続させる。
3. 本条第2項は、立ち技の場合においてもこれを適用する。

第32条 試合時間終了の合図と同時に施された投げ技は判定の対象となる。また「抑え込み」の宣言があった場合には、終了時間が来てもその結果がつくまで試合時間は延長される。

第33条 本規定に記されていない事態が生じた場合は、登録された審判員の合議によってこれを処置する。

付 則

第34条 本規定の改定は「主将審判会議」によって行う。

第35条 本規定は昭和57年7月17日より施行する。

第36条 本大会の前日に、各大学柔道部の部長、師範、登録した審判員、監督、主将、主務等の代表者によって「主将審判会議」を開き、大会の運営や試合審判規定に関する申し合わせや協議を行い、あわせて試合の組合わせ抽選を行う。

第37条 本大会終了後、各大学柔道部の部長、師範、審判員、監督、主将、主務等の代表者によって「反省会」を開き、本大会の発展に資するための協議を行う。

第38条 「主将審判会議」における決議方法は、5大学以上の賛成でこれを決する。ただし、「前文」の改訂に際しては、7大学の全会一致を理想とする。

# 七大学柔道女子試合審判規定および運用法

- 1) 試合規定 原則として、「七大学柔道大会試合審判規定」に則る。但し、以下の場合はその限りでない。
  - ① 1チームの選手数とチーム編成（関連条項 第1、3条） 各大学より1チームを出し、1チームの選手は5名とする。  
(運用法) 1チームは、選手が5人に満たない二つ以上の大学をもって構成できる。同一大学の選手が異なるチームの選手とならないように配慮し、できるだけ他大学対抗となるように、チームの編成を行う。やむを得ず紅白戦を行う場合は、1チームの選手が5人を越えてても良い。
  - ② 選手登録（関連条項 第1条） 練習生については、七大学柔道部が推薦し、練習生としての当否を主将審判会議で承認された場合による。ここで練習生とは、七大学以外の大学の学部学生であり、かつ、七大学柔道部において七大学柔道部員と同様の稽古（練習）を積んでいる者のことである。  
(運用法) 七大学柔道部における女子柔道部員数が不安定な現状を考慮し、うえの資格を持たない者の場合も、七大学柔道部の推薦があり、かつ主将審判会議の了解が得られれば、出場できることがある。
  - ③ 試合の形式、組み合わせ及び順序（関連条項 第2、6条）  
出場が、3チームの場合にはリーグ戦を行い、4チーム以上の場合にはトーナメント戦を行う。  
(運用法) 出場するすべてのチームの選手が、2人以上4人未満の場合は3人制点取り試合を行う。やむを得ず紅白戦を行う場合は、チームを構成する選手を入れ替えることにより、2試合以上行っても良い。この判断については、主管大学に委ねる。
  - ④ 代表戦（関連条項 第7条） 決勝戦以外の代表戦は、一回に限る。  
(運用法) リーグ戦の際、代表戦を行っても勝敗がつかなかった場合は、引き分けとする。3チームがそれぞれ一勝一敗となった際は、
    - a. 決勝が3チームのみの場合：その年度の優勝チームはなしとする。
    - b. 決勝が残されている場合：くじ引きによって決勝進出チームを決定する。
  - ⑤ 試合時間（関連条項 第8条） 大将ならびに副将の試合時間も、6分とする。
  - ⑥ その他  
(運用法) 試合日程
    1. 出場チームが3チーム以下の場合：大会第1日目、男子の敗者復活戦中にを行う。
    2. 出場チームが4チーム以上の場合：大会第1日目、男子の敗者復活戦中に1回戦より行い、第2日目、男子の決勝の前に、勝ち残った2チームによる決勝戦を行う。
- 表彰
  1. 優勝チームについては表彰を行う。
  2. 決勝戦で引き分けの場合は両チームとも優勝とする。
  3. 紅白戦を行う場合は、表彰は行わない。
- 2) 審判規定  
「七大学柔道大会試合審判規定」に則る。
- 3) その他  
「七大学柔道大会試合運営に関する申し合わせ事項」に従う。

# 七大学柔道大会試合運営に関する申し合わせ事項

1. 昭和 63 年度東北大学における主将審判会議での合意事項
    - 1) 審判の誤認により試合が中断した場合には、審判は事態についての説明を行うものとする。
  2. 平成元年度名古屋大学における主将審判会議での合意事項
    - 1) 審判長は、主管大学の師範がこれを務め、試合全般を見渡す立場となる。その他、主管大学から主審 2 名、副審 1 名を出す。
    - 2) 選手登録の変更については、主将審判会議をその最後の機会とする。
    - 3) オーダー表の書き間違いについては、単純ミスは訂正の理由とならない。但し、様々なアクシデントを考慮して、2)、3) については柔軟に対応する。
  3. 平成元年度名古屋大学における反省会での合意事項
    - 1) 場内外での判定をもっと厳格に行う。
    - 2) 「待て」、「そのまま」などのコールを明確に行う。
    - 3) 副審は技の判定、意思の表示を積極的に行う。
    - 4) 審判の打ち合わせについては 2 日目の朝も行う。その際に 1 日目の記録を提出する。
    - 5) 立技の際に片襟を持ち続ける行為、および立技の際に下穿を持って守る行為は反則としない。
  4. 平成 2 年度北海道大学における主将審判会議での合意事項
    - 1) カメ投げは、返し技として認めるが、立技として認めない。また、少なくとも片方の試合者が寝姿勢である状態から、一気に立技に変化して投げた場合は投げの評価を与えない。
    - 2) 引き込み返し及び隅返しは、投げとしての技の効力を認める。但し、腕返しは投げとしての技の効果を認めない。
    - 3) 何も持たない引き込みは「注意」の対象とする。但し、途中で持ち手が外れたような場合、故意か否かは審判員が判定する。
    - 4) 足がらみ（二重がらみ）による膠着状態については「待て」をかけない。
    - 5) 場内外の問題については現行のままとする。但し、故意で場外に出るような場合には厳しく「注意」をする。（第 26 条 12 項を厳守することを喚起する。）
    - 6) 副審はジェスチャー等意思表示を明確かつ活発に行う。
  5. 平成 2 年度北海道大学における反省会での合意事項
    - 1) 主審は、選手が襟または手で、故意または繰り返し口から上の顔面に危害を加える行為をした場合、「注意」または「警告」を与えることができる。
  6. 平成 5 年度京都大学における主将審判会議での合意事項
    - 1) 「引き込み」に似せて組まずに倒れ込んだり、組んだように見せかけて座り込むこと、あるいは「双手刈り」に似せて相手の足にしがみつく行為を繰り返すことは、「注意」の対象とする。但し、引き込んでも相手を容易につり上げられる行為を繰り返すことは「注意」の対象としない。
    - 2) 審判員は、場外際の判定については試合の進行の連續性を重んじて行うものとする。但し、立技においては、試合場の物理的状況や試合者の安全等を考慮し、主審は「待て」をかける。寝技においては、試合者双方の動作が静止した時点で、主審は「そのまま」をかけて場内に引き入れるものとする。
    - 3) 試合者的一方が「指導」の対象となる行為をし、かつ試合者双方の動作が引き続き進行した場合には、審判員は試合の進行状況をよく見極め、適切な時点での「指導」を行うものとする。
    - 4) 審判員は、立技の判定において、技の切れや効果を重視し、的確な判定を行うものとする。
    - 5) 審判員は主審の判定を尊重するものであるが、主審の判定に異議のある場合には副審は積極的かつ速やかに主審に申し出て、合議を行うものとする。
  7. 平成 7 年東京大学における主将審判会議での合意事項
    - 1) 服装について規定を厳密に適用し、試合前にチェックする。（服装については各大学監督が責任を持つ）
    - 2) 条文の上では、「副審は主審の判定に対して異なる意見があれば、速やかに主審に申し出なければならぬ。合議の上、主審は副審の意見を採用して判定を変更することが出来る。」となっているが、例えば主審が「技有り」で副審 2 人が「効果なし」の場合、「そのまま」で合議する必要が生じるが、試合の流れを止めないために、合議無しで主審の判断で副審 2 人の意見を採用して、判定を採用することも可能と解釈する。
- なお、副審は主審の判定に対し異なる意見があれば、速やかに主審に申し出て、主審は必要と判断

したときは、試合の流れを考慮して、合議を行う。

- 3) 条文の上では、「試合者が反則行為を行ったとき」は「待て」をかけることになっているが、形勢が不利な試合者が反則行為を行った場合で事故に至らないと判断されるときは、試合の流れを止めずに、後に試合が中断したときに反則を与えることもできると解釈する。
- 4) 国際ルールで認められる新しい形の抑え込み（例えば横三角からの抑え込み）については、抑え込みとみなさない。

袖口、裾口に指を入れる事について、反則と明記されていないが、運用により「注意」の対象とする。不注意で場外に出た場合は、「試合場の中央で試合する」よう「指導」する。「指導」にかかわらず、重ねて場外に不注意で出た場合は、「注意」の対象とする。

- 5) 敗者復活リーグの勝ち上がり大学決定について

- (1) 2勝した大学を準決勝進出とする。

大将戦での試合で勝敗が決しない場合は、第7条に則り3回の代表戦を行い、代表戦でも勝敗が決しない場合は抽籤にて勝者を決定する。

- (2) 3校が1勝1敗になった場合は、3枚の抽籤にて準決勝進出大学を決定する。

- 6) 寝技の状態から立ち姿勢に移行したときには、「待て」をかけない。

## 8. 平成10年度九州大学における反省会での合意事項

- 1) 「警告」を受けた後に「注意」を受けた場合は、「反則負け」とする。

「注意」を受けた後に「警告」を受けた場合は、「反則負け」とする。

「注意」を受けた後に「注意」を受けた場合は、合わせて「警告」とする。

「注意」は、別の「注意」でも積み重ねることとする。

- 2) 「注意」を受けた技をもう一度かけた場合は「警告」とする。

## 9. 平成12年度京都大学における反省会での合意事項

- 1) 主管大学は、顧問ドクターを決めて氏名をパンフレットに記すこと、各大学宿舎から最寄の救急病院名、連絡先などをパンフレットもしくは主将審判会議資料に添付する。

- 2) 組際の引き込みに際し、引き込む者は両手で相手の帯以上を必ず握って引き込まなければならない。違反者に対しては「注意」を与える。

## 10. 平成17年度大阪大学における事前会議での合意事項

- 1) 横三角からの抑え込みに関しては、互いの体の前面を接触させ、抑え込む者の臀部が畠から離れた場合は抑え込みと認める。上記に該当しない場合、横三角からの抑え込みは認めない。また、前三角から逆転し馬乗りとなった形の抑え込みは認めない。

- 2) 直接（一発）反則負けした選手の試合出場については、次の試合のみ出場できない。

- 3) 腕がらみ等に抗してふんばる状態が続き、継続させると肩が脱臼するおそれがあると主審が判断したときは「待て」で、肘関節脱臼につながると判断するときは見込みで「一本」、不幸にも肩が脱臼した場合は技をかけた者が「反則負け」となる。

- 4) 「負傷勝ち」をおさめた選手はその次の試合に出場することはできない。

- 5) 「試合審判規定」第26条19項についてはそのまま規定を残す。但し、大腿は脚に含まない。

- 6) 「試合審判規定」第26条23項についてはそのまま規定を残す。袈裟固めで抑え込まれている選手が、顔面に「足」（または「脚」）をかけるのは原則反則。但し「巧み」になされた場合は反則としない。

- 7) キーロックから相手を仰向けにした時、「制して」いれば、抑え込みとする。

- 8) 腕だけを巻き込んだ（袈裟固めの首が抜けた）形、その他相手と向かい合っていない抑え方、又は相手に背を向けて抑える「抑え込み」については、直接その形に入っただけでは抑え込みとして原則認めないが、抑え込み宣言があった後にそのような形に変化しても抑え制しているときは、「抑え込み」は継続しているものとみなす。

- 9) 申し合わせ事項10.4)に言う「負傷勝ち」は「試合審判規定」第25条最終文における勝者のことと言う。ただし、「反則負け」相当未満の反則を犯した結果、相手がその反則のみの原因により負傷して試合継続不可能であると審判員が判断した場合、その反則は「反則負け」相当の反則と見なす。

## 11. 平成19年度京都大学における主将審判会議での合意事項

- 1) ハードコンタクトレンズの着用は禁止する。（試合審判規定第15条の適用）

- 2) 申し合わせ事項4-5)の「注意」は反則としての「注意」ではなく、例えば故意に場外に出るものの内で極めて露骨なものには「警告」を与えることができる意味する。ここで、4-5)

で引用している第26条第12項の文言及び適用に変更はない。

- 3) 足にからみつく正対の際のジャンプについては、「待て」を掛けずに試合を続行する。

12. 平成20年度東北大学における主将審判会議での合意事項

- 1) 「試合審判規定原本」については、七大学が合意したものを東京大学が管理し、そのPDF版を東京大学のホームページで公開する。他大学は、適宜、ホームページから東京大学のホームページにリンクを張ることとする（ファイルの拡散を防ぐため、ダウンロードしたものを別の場所に格納することは極力避けることとする）。また、原本末尾には更新履歴を記録することとする。
- 2) 服装の乱れは立ったままで直すことを原則とするが、状況に応じて主審の判断により、適切な方法でもってこれを行うことができる。
- 3) アゴに道衣がかかったまま締め続けている場合には、主審は「止め」をかけるが、締めずに積極的にほかの技をかけようとしている場合は、試合を続行する。

13. 平成20年11月30日東京開催の臨時主将審判会議での合意事項

立ち姿勢から、腕を相手の首に巻き付けて、引き込み返しを施した場合には、本規定第26条第10項の定めに該当するものとみなす。

14. 平成27年度東北大学における主将審判会議での合意事項

- 1) 肩と首を抱える形の抑え込みは、「相手の上で概ね向かい合っている」ことや「制している」こと等、抑え込みとしての要件を概ね充たしており、抑え込みとして認める。ただし、抑えられた者の頸部に重大な支障を及ぼすと判断される場合、「待て」をかけることとする。
- 2) 出場選手が15人に満たない場合、対戦表では出場選手を後ろに寄せて表示する。すなわち、8分間の試合時間で行われる副将・大将は、両チームとも配置する
- 3) 代表戦への出場選手名は紙に書いて提出する。

15. 平成27年度東北大学における反省会での合意事項

短期海外留学生の出場資格と出場手続について

- 1) 短期海外留学生を七大戦に出場させたい大学は、以下の手続を履践する。
  - (1)毎年4月末日までに当該留学生の大学における身分を明示し、それに基づき当人の身分を照会できる情報を、後記の予備登録申請書様式に則り柔道部長（顧問教員）名で主管校に送付する。
  - (2)主管校は前記予備登録申請書の写しを速やかに各大学に送付し、当該留学生に関する情報を各大学で共有する。
  - (3)当該留学生の出場について各大学から特別異議がなければ原則出場可とする。
- 2) 短期海外留学生の出場資格は以下のとおりとする。
  - (1)短期留学生の出場資格については、該当者が七大学柔道大会の審判規定に従い、その理念を損なわないことを出場の条件とし、各大学の出場者を2名以内とする。
  - (2)短期海外留学生の留学期間は6ヶ月以上とし、少なくとも、当該大学柔道部に入部し1ヶ月以上の練習期間を経た者とする。
  - (3)短期海外留学生は、交換留学生を基本とし、七大学の各学部で単位を取得し、その単位を国際交流協定締結先の大学の単位に互換することができる者とする。従って単なる聴講生の出場を認めない。
- 3) 各大学は、短期海外留学生の予備登録申請書の内容を事前に審査し、その内容に疑義がある場合には、出場申請大学に対し、問い合わせをすることができる。
- 4) 短期海外留学生に関する資格やその他の情報に重大な疑義がある場合には、各大学は七大戦の一週間前までに主管校にその出場の停止を求めることができる。但し、出場停止を求める大学は、その重大な疑義を疎明できる資料を同時に提出しなければならない。
- 5) 主管校は、前項の場合、出場停止を求める大学より入手した疎明資料を七大戦の直前の主将審判会議において協議し、当該留学生の出場の可否を決する。

予備登録申請書様式

出場予定者氏名 (年齢) ( 才)

① 所属学部・学年 学部

② 柔道経験年数 (段位)

③ 身長・体重 cm kg

④ 在籍する交流協定締結先大学・学部・学年

⑤ 留学期間 (6ヶ月以上) 年 月 日～ 年 月 日

⑥ 短期留学プログラム名・概要

## ⑦ 在籍証明書（写）の添付

### 16. 平成29年名古屋大学における主将審判会議での合意事項

国際ルールの「肩三角グリップ」に関する定めについて、安全上の配慮から、同様の「まで」および反則の適用を行う。また、国際ルールに規定される姿勢以外においても、「肩三角グリップ」が、相手選手の頸椎に危害を及ぼす恐れを審判員が認めた場合には、「まで」を掛けることとする。

### 17. 令和3年度東北大学における反省会での合意事項

#### 1) 締め落とされた試合者への活法

試合者が締め落とされた場合には、主審は必ず大会顧問ドクターを試合場に呼び、顧問ドクターが活法等の救急処置を当該試合者に講ずるものとする。

#### 2) 出血等軽微な負傷に対する処置

試合者に出血等軽微な負傷が生じた場合には、主審は「待て」を宣告して試合を中断し、試合者を顧問ドクター席に向かわせ、顧問ドクターが止血等適切な医療援助処置を試合者に講ずるものとする。この場合には、副審1人が必ず当該試合者に帯同するものとする。

#### ・掲載・改訂履歴

初回掲載 平成20年5月9日

2回掲載 平成21年4月16日

3回掲載 平成22年1月23日

4回掲載 平成22年6月15日

5回掲載 平成26年12月10日

6回掲載 平成27年11月30日

7回掲載 平成29年4月10日

8回掲載 平成29年8月20日

9回掲載 令和4年3月5日